

むさしのパック・ワン規定（定期預金）

1.（預入資格）

この定期預金は、当行が取扱いしている投資信託、ファンドラップまたは外貨定期預金の中で、対象銘柄の投資信託、投信積立サービス、対象のファンドラップまたは対象の外貨定期預金を当行所定の方法で新規に当行所定の金額以上申し込まれた個人（営業性個人含む。）のお客さまが、投資信託、投信積立サービス、ファンドラップまたは外貨定期預金の申込日から10営業日以内に預入れする場合には限るものとします。

2.（取扱店舗）

この定期預金の預入れおよび支払いは、上記1.の投資信託、投信積立サービス、ファンドラップまたは外貨定期預金を申し込まれた店舗のみの取扱いとします。

3.（預入れ金額）

預入れ金額は、当行所定の金額の範囲内でかつ投資信託購入額（手数料・消費税等含む。）、投信積立の月額、ファンドラップの契約額または外貨定期預金預入額に対し、当行所定の倍率を掛けた金額を限度とします。

4.（預入れ預金種類および預金名義）

期間3か月の自動継続自由金利型定期預金（M型）のスーパー定期、スーパー定期300または期間3か月の大口定期預金を作成します。定期預金の名義は投資信託、投信積立サービス、ファンドラップまたは外貨定期預金を申し込まれたお客さまの名義に限ります。

5.（少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用）

この定期預金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6.（適用利率）

（1）投資信託、投信積立サービス、ファンドラップまたは外貨定期預金の申し込みと同時または申込日から10営業日以内にこの定期預金をお預入れの場合、預入日に当行が店頭に表示しているスーパー定期、スーパー定期300または大口定期預金の3か月ものの利率に当行所定の利率を上乗せした利率を約定利率とします。

（2）上記（1）の約定利率は、預入時のみで、自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期、スーパー定期300または大口定期預金の3か月ものの店頭表示の利率とします。

（3）当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日前日までの日数について次の利率により計算し、この預金とともに支払います。

①スーパー定期・スーパー定期300

解約日における普通預金の利率（小数点以下第3位以下は切捨てます。）

②大口定期預金

次のア. およびイ. の算式のうち、いずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金利率を下回らないものとします。）

ア. 約定利率－ $\left(\left(\text{基準利率}-\text{約定利率}\right)\times\left(\text{約定日数}-\text{預入日数}\right)/\text{預入日数}\right)$

※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

イ. 解約日における普通預金の利率

7.（規定の変更）

（1）当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

（2）前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

8.（その他）

本規定に定めのない事項については、「リレー自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕規定」または「リレー自由金利型定期預金規定」により取扱います。以上